

## 「情報公開文書」

受付番号： 2019-1-427

課題名：大学生における過去の病気や怪我の経験と現在のヘルスリテラシーの  
関連

### 1. 研究の対象

東北大学全学部全学年の学生約 500 名に調査を行います。

### 2. 研究期間

2019 年 9 月(倫理委員会承認後)～2020 年 3 月

### 3. 研究目的

幼少期や学童期の子どもは病気や入院生活により、入院中から退院後までさまざまな影響を受けており、ネガティブな影響だけではなく、将来生きていく上での価値観・健康観にポジティブな影響も受けていることが分かっています。過去の病気などの経験がその後生きていく上での健康に関連する行動に影響を与えていることが予想されます。一方で健康観に関して、近年ヘルスリテラシーという概念が注目され、厚生労働省もヘルスリテラシーを国民が身につけるべきものとして重要視しています。先行研究ではヘルスリテラシーを形成する要因の一つに、人と保健・医療システムとの相互作用的な要因があることは分かっており、病気体験がヘルスリテラシーを高めるチャンスになり得ることは予想されます。以上より、過去の病気体験が現在のヘルスリテラシーに関連があることは予想されていますが、具体的には明らかになっていません。本研究では、ヘルスリテラシーに影響を与えるインパクトのある病気や怪我の程度、種類を聞くことで、どのような病気や怪我、もしくは治療が、子どもはインパクトのあるものととらえているのかを知り、病気や怪我の治療中の自分自身の行動や周囲の大人との関わりが現在のヘルスリテラシーにどのように影響を与えているかを明らかにすることを目的とします。結果として将来ポジティブな影響に繋がること  
が解明できれば、病気や入院による苦痛や不安といった経験が意味のあるものであると保証する心理的な支援に繋げることができると考えられます。また本研究の仮説である、「治療中の自分自身の行動や周りの医療スタッフの関わり方といった病気や怪我による体験がヘルスリテラシーに影響すること」が明らかとなれば、医療スタッフの質の高いケアに繋がることも考えられます。

#### 4. 研究方法

調査は、無記名の自記式質問紙を用いて行います。東北大学川内北キャンパスで行われる全学教育の授業終了後に、文書および口頭にて調査の概要や同意確認の方法（回答した質問紙の提出を以て研究の参加の同意とみなすこと）を説明します。調査説明後、質問紙を配布します。記入後は回収箱に提出してもらいます。質問紙への回答に要する時間は約10分であり、1人1回限りとします。

この調査に協力するかどうかは、対象者本人の自由意思によって決めることができます。調査に協力しないことで、成績に影響するなど不利益が生じることはありません。なお、この調査は無記名調査のため回答者を特定することはできないことから、回答後は回答者本人または代諾者からの同意撤回の申出があっても対応できません。

#### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

年齢と性別、過去の病気や怪我の経験と現在のヘルスリテラシーの程度等です。

#### 6. 外部への試料・情報の提供

該当しません。

#### 7. 研究組織

本学単独研究です。

#### 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて保護者の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、ご了承いただけない場合は、お子様へ回答しないようお伝えねがいます。その場合でも対象者に不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学大学院医学系研究科保健学専攻小児看護学分野

E-mail: [inquiry@chn.med.tohoku.ac.jp](mailto:inquiry@chn.med.tohoku.ac.jp)

TEL/FAX: 022-717-7921 (研究室直通)

研究責任者：塩飽 仁（しわく ひとし）

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合